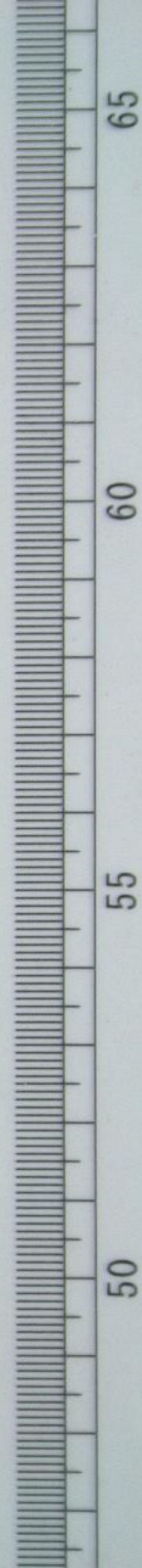


人名考 准后准三后考

六

113
907
46



イ 13  
907  
46

人名考

人名考

新井君美 著

天正十五年二月  
花房仙太郎氏寄贈

本朝の人の名漢字を用ゝるは、此より或は文字の音を以てある

鬱色雄命ウチシコノミコと云ふは、後代フヒトに不比等武智磨ムチノと云ふは、

或は文字の訓を以てある

大考命オホヒコノミコといふは、後代イカガミに鹿シカ鹿カ足タ方チとのナおノる

甘雨亭叢書刊集

人名考

一

或も文字の音と訓とを似く併せしむ

吉備津彦の如く上二字を音なり下二字ハ訓なり後此

代にも藤原の長良ナカラと上を訓なり下を音なり

其人の意の如く任りあるりとい文字の形も定しき

不比等フヒトと不史登フシトとあり鳥養ウカフを又字合ウカフとあり長谷雄ハセヲ

をハセヲと發昭ハセヲとあり一人の名と或も音も定しき

或も訓も定しきとあり○古より本朝の人々の名を定し

異朝の如く五ツの如くありとあるは是等の事悉く

考く是をんとし其の草按を定し其のあり事長く記し

とあり

五十代の帝 仁明天皇の御時より始り今の代の人々の如

く多くの文字の訓をとり二字を用ふ事多しなり

此事ハ神皇正統記にあり

けれども昔の人の用ひたるは定むる文字ありて多しハ聖經

賢傳の文字を取用たりて皆其の意義ありて其の如くあり

の亦たありたりて其の文字や廢さざりて世の人多しハ古

人の名を用ひし文字の如く用ひるも定むる事あり

あるも其の意義ありて自づから文字も定むる事あり

おしりやをそ代より西域二合の法よ倣く二字を合く一字  
とす一其一字の義訓の吉凶と論とすものより結く事なり一六  
俗名果字を 人の名をわらうしまさしく似事何なりと云ふもたは  
りしる事なり

古く名の字なり定まる字とことなれりる代のはり

前々も〜と古く人の名の字定ぬる文字なり〜き未  
の世なりあり〜か自り儒家の人々の衆り柳一動ひ〜と  
文字も何り〜あや文和の初允 後光嚴帝の御名字を撰ま  
せり〜所り成の字と房に訓とすもの名字抄〜とすことし

菅三位在成卿の〜を〜めを〜を〜との何り

洞院大相國の御記あるゆへ〇後光嚴帝ハ九十九代より  
〜とすことし〜太平記の代より何り〜なり

さし〜今も名字抄とすものも世を傳へり〜に

節用集

あは舟橋宣賢卿の作なり〜世より何り〜なり

拾遺抄

こと天正五年に撰り如作史詳し〜水戸西山公も  
御事あり〜なり

なしつゝあとのり一人の名字を果先節一世お廣くわらへ  
 りしり世の人皆くわらへは書を採りてなすく夏田のり  
 知くしり油小路故大納言隆真卿のけくしり近代の人  
 の名録り浅くしり事の事しり拾叢等の書抄出き  
 而くしり事と採りけくしり偏く字多し集先節とん  
 ら得くしり周公の撰をまひしりしり雨雅の字と名ぬの  
 ちしりしり御くしり文字しりしりしりしりしりしり

隆真卿の説ハ甚ク神書を授一人のりしりしりしり  
 名しりしり此卿ハを代の有職の人中くわらへしり

しりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり

右を世の人の名の字しりしりしり又人の名り定むる文字

何しりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり

又師しりしりしり其の甚く竊りしりしりしり天子の御名を九人の  
 名りしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり  
 しりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり

何人の仰りしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり

しりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり

尾院の御講政仁をまきしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり

仙洞の御名を識仁と云ふは、仁を以て心持ありて、

ハの如く也。

けふ、將軍家の御名を、撰り、けふ、心持ありて、

我、心持ありて、異朝の後、代りて、心持ありて、

あ、心持ありて、經書の文字を、取ら、心持ありて、

字を、取ら、心持ありて、心持ありて、

心持ありて、

今、按、心持あり、室町殿の代りて、御諱、続、滑り、心持ありて、

是、心持あり、遂、院殿の御諱を、義、詮、心持ありて、詮の字を、教、心持ありて、

入、あ、心持あり、普、廣、院殿を、義、教、心持ありて、

の御諱、心持ありて、唱の名を、心持ありて、又、詮の字を、昭

と、唱、心持ありて、靈、陽、院殿を、義、昭、心持ありて、

先祖の御諱、心持ありて、心持ありて、心持ありて、

拾、苴、節、用、等、心持ありて、詮の字の、訓、心持ありて、昭、心持ありて、

別の、訓、心持ありて、心持ありて、心持ありて、

心持ありて、心持ありて、心持ありて、

訓、心持ありて、遂、院殿の御諱、心持ありて、

大、塔、宮の御諱を、護、良、心持ありて、心持ありて、

傳くことと書くこととあることをいふは、  
時の事をいふ義詮のときも、  
阿

是等の事をいふは先師の傳くことと書くことと  
右らめの字や、定まる字や、  
よきことと、  
謹

謹と書くことと、  
いふことと、  
と、  
と、

と可なり、まゝ古人の名の字を抄出、  
ん、  
い、  
纂固并鍛冶銘字抄等のため、  
と、  
子、  
傳、  
は孔子の大聖とて、  
を述し自ら其意見をいふことを、

刑一のりらふりといふはけは其の冊をを採りといふ  
 古人抄録せしはを述はばといふ取の意見をか  
 す元とていふは古人の抄録せしはを採りといふ所  
 む多きとて取り私考を作て家より親を今その草書  
 以て其の某の書を用ひてすてりはのといふは又  
 仰をゆりといふの別本をとりて揚りといふ書とて其を  
 是也一冊子に收め入るは其の文字を採録しといふは  
 ともありぬ僅くは別本を以て拾遺節用等の書とい  
 うるは其の抄録しはの文字といふは文字の別あり

拾遺節用等といふは其の文字を採りて細く  
 是を考りて彼書古の同する名字抄といふは  
 洞院殿の御記の成の字を房と訓しは名字抄とい  
 うるは其の今彼書の成の字の訓は房といふは訓  
 するは古の名字抄といふは其の字を採りて  
 又少く疑はるは其の文字の音を採りて異朝より  
 ありしは字彙の音を採りて其の字を採りて本朝より  
 用ひしは其の音を採りて其の字を採りて是古書といふは  
 其の字の一字なり又古人の名字を採りて其の字を採りて



くは書り收るへくくくくく古書り何くくくくくのこくくく  
同字重り書るの十字くくく是又くくくくくくくくく  
なり文字の音心得くくくくく是特くくくくく事の四  
かり文字の別くくくくくは是特くくくくく事  
のこつを考

あつて朝くくく字くくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくく朝くくく字をあくくくく  
めくくくくく口授りくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

をあつてあつてあつてあつて頼朝の烏帽子子結城七  
郎朝光を何くくくくくくくくくくくくくく

細くくくくくく世の敗りは書あり世の人は書りくくく  
名字をくくくくく人くくくくくくくくくくくくく  
書をくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
了某の冊子とあつてくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくく異同をひらくくくくくくくくくく  
くくくくくく冊子よは書の文字をくくく收めくくく  
くくくくくくハ某敢く命をきけくくくくくくハ某く不  
くくく

よりうへの上より先聖述而不作の教を奉り下より先師述而不可作の戒をくけりしはついでの人々一俟初めは相違なき言をわきまをみしゆりや書きて傳へてはるるをせんとのみしりし終に人出やを以てちん卒ハ其に愚誠尤畏りしにや且素懐より自に自ら見を立上命を違拒し

人名考終

准后准之后考

世嗣遺書別集

准后准三后考

准后准三后考

新井君美 著

職原抄中務省の下

太皇太后宮 帝王祖母也

皇太后宮 帝王母也

皇后宮 帝王妻也

以上謂之三宮 和漢同

謹く按とらむ三宮の事職原抄より之を以て右の如く  
准三后の事ハ凡そ三代実録并公卿補任等を按

すろり五十六代の帝 清和天皇貞觀十三年四月

十日 帝の御外祖太政大臣後一任藤原良房の忠

仁公詔一賜封三千戸或本二四月朔日隨身兵仗

を賜り年官并准三宮一

年給とく 太上皇より初め年給とく定むる御給

あつと諸臣より忠仁公へ賜ふ所の御給三宮り

准せしめし御事なると後代に及ぶ御給な

るといふなりぬハ只其名はつとつと其實ると

るえり年給とく年官年爵封戸なるといふ年と

賜ふ所の事長とつとつと略す

是准三宮の号のつと起つはつと夫より後ハ攝家の

人ハつとつと乃と皇子 内親王 法親王 宮人諸臣并法中の輩

とつと此宣旨とつとつと絶す委とつとあつとん

事なるとつと唯其始とあつとつとつとを別とつと

進

儀同三司准大臣の事

職原抄とつとつと准大臣なるとつとハ 文武天

皇大寶三年正月より三品刑部親王を知太政官事

又 聖武の朝より参儀従三位大藏卿鈴鹿  
 王を<sup>知</sup>太政官事となし是其濫觴なり帥内大臣  
 藤原伊周も房前九代の孫関白道隆の男なり歸京  
 の後寛弘三年一条院朝の<sup>年号</sup>朝恭のとき大臣の下大納言の  
 上列なる同十五年准大臣賜戸一千戸なり自ら  
 儀同三司と稱し其事の起り  
 ハ 文武 聖武の朝より始りて<sup>西</sup>准大臣と云  
 又儀同三司と稱するは伊周を以て其初とす  
 此後ハ代々少なり

逍遥院殿の御説を按ずる儀同三司と云ふは  
 是後一位の唐名なりさぬハ中古以来二品に叙せ  
 らるるの<sup>後</sup>准大臣可預朝参の<sup>儀</sup>宣下せしむる  
 後より儀同三司と号する人<sup>数</sup>定らず又官より  
 前官當官の沙汰  
 ぬかす

親王一品二品三品の事

職原抄より<sup>皇</sup>皇子の親王と云ふは尋常  
 の例なり<sup>襖</sup>襖褌童体と云ふは<sup>宣</sup>宣旨と云ふ



代 近衛院十七歳の御時ゆゑの御父

鳥羽法皇 近衛の御母美福門院とつりつひく其

御腹小生おるひ皇女暲子内親王を帝位に居り

ちりつひく御時ゆゑ 称徳天皇のちりつひく其例を

絶つる 近衛異腹の御兄雅仁親王の二十九歳に

ちりつひくをよむ 継体の君り定む 後白河院と

ちりつひく即ち 後白河第一宮守仁親王を東宮と

定めし法皇の姫宮暲子内親王を東宮の御養母

とすは是ハ后にまをり御事なかりしゆゑハ

條院とすは是を准后とすは

又暲子の御妹高松院を東宮の御息所とすは

あは東宮の御伯母なり

東宮位に居せしは後ハ中宮とすは

なりしゆゑと東宮御即位の後院なり 近衛院の後藤

原多子の中宮とすは 所謂二代 高松院をハ

中宮准后とすは 世に 八條院を高松院を美

福門院の御腹とすは 近衛の御妹とすは 鳥羽

法皇ゆゑに美福門院を絶つるゆゑハ

ヤウヒ一是即保元平治の乱より起る事にして  
本朝の王家おほくはくさる事其の一  
侍らり此二人の皇女同く准后と稱す  
人ハ帝の御養母一人ハ初めより東宮の御息所  
多し尋常の内親王の准後の宣下を承り  
之ハ例たり

御母代准後の始

璋子内親王

即ち八條院の御事前より後代より御母代の

人ノ准後の宣旨ありて始り

女院准後の始

高松院

即佐高松御息所より御事なり前より後代  
より女御となりては多しハ女御代  
より御事なり其御腹の御子東宮より  
より後三宮より准后と稱す  
院号より後水尾法皇の御  
母ハ後陽成院の女御代より後より准後の宣を



法親王准三后の始

二品道深法親王

是 後高倉院の第一の御子八十五代 後堀河院の御

弟なりき、後高倉院よりハ帝位よりつぎをふりて

後堀河院御即位よりハ尊号をふりて

武臣准后の始

太政大臣後一位平清盛入道浄海

此人ハ八十一代 安徳天皇の御外祖なりきハ 安

徳御即位より 治承四年二月浄海夫婦共ニ准三宮

を宣旨より是武臣准三宮の始めなりきハ浄海と道

通院叙の御記より鹿苑院毎事の攝家昇進の如

く後始く此宣をふりて其例の始のようなりきハ

浄海と道通但浄海のよき其例の始のようなりきハ

是ハ斯くはありきや若くハ又武家の代よりき准三

宮の始鹿苑院殿の起りてのよきや

又扱より大臣の妻准三后の宣をふりて始浄

海の宣を始より夫より前のよき詳なりき

す此後々西園寺大相國実氏の室従一位貞子と北  
山准后とす此ひと八十八代 後深草八十九代  
龜山院西代の御母大宮の女院の御母なり此宣  
を賜りてむひしなり何と云々御門の御外祖母  
なり

將軍家准三宮の始

鹿苑院太政大臣従一位源義満

百一代 後小松院明德三年六月准三宮の宣旨あり  
其時左大臣従一位とあり其後百四代 後土

御門院寛正五年十一月慈照院大相國義政公准三宮  
の宣旨あり東山殿とあり御事あり其時ハ左大臣  
従一位とあり此二代ハ將軍の職とあり  
此宣旨より義政の御弟大智院贈大相國義視ハ終  
ハ將軍とあり此三宮とあり此家  
系固より此三人ハ初御兄義政天下を攘り此  
父子の如くあり義政ハ男子出来ず後  
不和の事起り終り應仁の乱とあり此の年と終  
り義政の实子義尚將軍とあり此ハ義政義視と

中なるは義視の名男義植をまゝし、  
 義視の御父かゝる故に准三宮の宣旨をなされ、  
 義視世りたまへり、内々今出川権大納言入道殿と  
 して其男義植將軍となりしに、  
 將軍の御父かゝる故に准三宮の宣旨なり、  
 但義視准三宮より、  
 此人の此宣旨なり、  
 おつや、

法中准三宮の始

青蓮院准后道玄

是ハ八十八代後深草八十九代 龜山院兩代の関白二  
 條の普光園院良實の息なり、良實は二條院の始なり  
 又按さるる將軍家の男准三宮の宣旨なり、  
 殿の息梵光院准后法尊六覚寺准后義昭二人を始と  
 やりし、

三朝書紀卷之八  
皇極經世一書  
古語考  
別集

八

清華准三宮の始

未詳

道遙院殿の御説り清華其例希きなり  
子得て北畠親房卿南朝に於て宣下あり  
嘗朝六月

右数條某々不才か見ゆ  
始めと云ふはと先住  
進呈

神武天皇庚申の秋事代主神  
の女踏鞮五十鈴媛命を納り正妃とす  
此は未帝位なり即ちあり

其明年辛酉の春正月帝位に即ち  
后とす  
是本朝皇后をす  
事の始

初め皇太子に  
神武の例の如く  
其後五十代の帝  
桓武天皇御父光仁

是本朝中宮をす  
初め  
中宮職をせ

四月  
中宮をす  
又皇后をす  
北畠准后の職原抄也

甘雨宮書別集

准后准三后考

中宮ハ即皇后ナリ本朝二宮を希フニ其甚其謂ハ是  
ノハ代々其ノ一ニ因テ四宮ト号スルニ在リ

太皇太后宮皇太后宮皇右宮中宮今ハ四宮あり

此ノハ桓武ノ後ハ代々皇后宮中宮二宮を並ニ置ルカ例

此事ハ初メキミマシキ其後其ノハ先大略を云フ

五十六代 清和天皇より上つてハ幼主即位ハ例本朝

ニ在リ事々有ル天子御即位の日皆東宮の例正

妃を尊ク皇后トシテ也

桓武より二宮を尊ク置ルハ例ハ

即位の事々多クハ其ノ後ハ立后の事ありハ是皆幼主位

を継ぎ其ハ御元服の後ニ行キ例トスルハ夫人女御

トシテ中或ハ皇子を設ケルハ或ハ天龍を置ルハ

立后の宣旨ありト云フ

又謹ク按キ後宮職負令ニ

是ハ文武の朝ハ藤原不比等勅を奉ル擬定ルハ

太子

文武ハ四十二代よりハ

見えハ妃二員四品以上夫人三員妃四員五位以上ト云

三朝書紀  
七兩帝書別集  
七月高書別集

えく其余内侍の司より下ハ皆ぞく宮人よりぞく

妃夫人嬪なりしハ正后の外の御妻なり

其代より女御更衣なりしハ稱ハ閑る女御とらふ名の元

え一孝ハ五十五代 文徳天皇崩しむひ一天安二年

清和天皇の位を継ぎむひ一初一 文徳天皇の女御後三位

藤原朝臣古子より後一位を承むむひ一中三代実録より

アキハ其比むひより女御なりしハ稱ハ既よりなり源氏

物語ハ女御更衣又ハ御息所なりしハ子名をえよりハ物語ハ

六十六代 一條院の御代より出来りしと云えむハ其比ハ

ひく古の妃夫人嬪なりしハ職名より改りし女御更衣なり

しハ稱ハなりしなりしハ後世の女御の事ハハ十五代

順徳院の御製の禁秘抄よりハ其比ハ世より其扱を

一事と云えしハ女官の如き其稱のむよりなりしハ

ハ朝家の権よりハ撰関の人より奪りしハ朝儀百廢

と日み出来しハ事なりハ表世の如きハ

若其初より女御更衣なりしハ古の妃夫人嬪なりしハ如

く宮中の女官より正后の如きハ

あきしハ女御より大臣の女をえしハ納言の女ハ希有の例

なり更衣を多くハ納言の女たちを召立てしハ女御より多  
 くハ當時権勢ある大臣の息女を奉りせしめし事なり故  
 むつりしをしく正后の御代に召立てし凡物の興  
 なりし必表すありなりなりハ撰関権勢ありり盛  
 なりハ後時の勢一衰しハ院中より政務をこころみひく  
 藤氏の権勢やせし其後より一衰しハ武家天下の事を知  
 むひより撰家の権はる表しより女御をあらせしハ  
 事ハ古の例の如くし行りし事ハあつたりは是よりハ女御代  
 としてハ出来しやあつたり何代よりすしハ後代出  
 ありし稱しし侍り

親王代判官代よりしりし事

然り又を代より女御より多くハ中宮よりあつたりハ  
 ことハ多くハ准后の宣旨を行りし例なりし事ハ  
 是ハ其初より女御より多くハ女御代よりおしすし  
 あり又中宮より准やれハ准后の宣旨ありハ後よりハ院  
 号よりハ事ハおしすし凡よりハ事代より隨て或ハ  
 ありハ或ちひしかりやれ我朝ハ異朝ハあつたりハ  
 只考付目よりハ事と準控しし古を注せん不

世雨亭書畫別集

廿三

通の編より了りて古今五通を博文とす

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 中宮 and 共）

准后准三后考終



早稲田大学図書館

011888006445